

# 憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行っていますので、ぜひご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問い合わせください。



裁判所ウェブサイトでは、各種行事のご案内以外にも、裁判所の組織や手続きの紹介、見学・傍聴案内、裁判例情報、司法統計など幅広い情報を発信しています。